3　仙骨会陰式	32,700点
4　腹会陰、腹仙骨式	59,700点
Ｋ７５１－２　仙尾部奇形腫手術	37,050点
Ｋ７５１－３　腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹仙骨式）	69,900点
Ｋ７５２　肛門形成手術	
1　肛門狭窄形成手術	5,580点
2　直腸粘膜脱形成手術	6,600点
Ｋ７５３　毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
第10款　尿路系・副腎	
区分	
（副腎）	
Ｋ７５４　副腎摘出術（副腎部分切除術を含む。）	21,700点
Ｋ７５４－２　腹腔鏡下副腎摘出術	31,000点
Ｋ７５４－３　腹腔鏡下小切開副腎摘出術	30,000点
Ｋ７５５　副腎腫瘍摘出術	
1　皮質腫瘍	27,560点
2　髄質腫瘍（褐色細胞腫）	33,020点
Ｋ７５６　副腎悪性腫瘍手術	36,170点
（腎、腎盂）	
Ｋ７５７　腎破裂縫合術	28,940点
Ｋ７５７－２　腎破裂手術	29,440点
Ｋ７５８　腎周囲膿瘍切開術	3,480点
Ｋ７５９　腎切半術	28,940点
Ｋ７６０　癒合腎離断術	36,170点
Ｋ７６１　腎被膜剥離術（除神経術を含む。）	8,820点
Ｋ７６２　腎固定術	8,260点
Ｋ７６３　腎切石術	21,190点
Ｋ７６４　経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	28,200点
Ｋ７６５　経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	28,650点
Ｋ７６６　経皮的尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	13,000点
Ｋ７６７　腎盂切石術	20,930点
Ｋ７６８　体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）	19,300点
Ｋ７６９　腎部分切除術	25,090点
Ｋ７６９－２　腹腔鏡下腎部分切除術	33,790点
Ｋ７６９－３　腹腔鏡下小切開腎部分切除術	33,000点
Ｋ７７０　腎嚢胞切除縮小術	10,500点
Ｋ７７０－２　腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	18,800点
Ｋ７７１　経皮的腎嚢胞穿刺術	1,490点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
Ｋ７７２　腎摘出術	16,300点
Ｋ７７２－２　腹腔鏡下腎摘出術	41,730点
Ｋ７７２－３　腹腔鏡下小切開腎摘出術	37,100点
Ｋ７７３　腎（尿管）悪性腫瘍手術	32,900点
Ｋ７７３－２　腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術	63,450点
Ｋ７７３－３　腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	47,300点
Ｋ７７４　削除	
Ｋ７７５　経皮的腎（腎盂）瘻造設術	12,600点
Ｋ７７６　腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術	19,500点
Ｋ７７７　腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	21,700点
Ｋ７７８　腎盂形成手術	25,480点
Ｋ７７８－２　腹腔鏡下腎盂形成手術	44,250点
Ｋ７７９　移植用腎採取術（生体）	34,200点
注　腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ７７９－２　移植用腎採取術（死体）	41,900点
注　腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ７７９－３　腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）	51,850点
注　腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ７８０　同種死体腎移植術	98,770点
注１　臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植腎の提供のために要する費用として、40,000点を加算する。	
2　腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ７８０－２　生体腎移植術	60,000点
注１　生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2　腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
（尿管）	
Ｋ７８１　経尿道的尿路結石除去術（超音波下に行った場合も含む。）	14,800点
Ｋ７８１－２　ピンハンマー式尿路結石破砕術	7,000点
Ｋ７８２　尿管切石術	
1　上部及び中部	8,180点
2　膀胱近接部	12,000点
Ｋ７８３　経尿道的尿管狭窄拡張術	16,100点
Ｋ７８３－２　経尿道的尿管ステント留置術	3,400点
Ｋ７８３－３　経尿道的尿管ステント抜去術	1,300点